

平成30年度 第1回千歳市都市計画審議会 会議概要

日 時：平成30年11月7日（水）15:00～16:00

場 所：千歳市議会棟大会議室

出席者：（委員出席者）山林委員（会長）、樋口委員（副会長）、橋爪委員、平川委員、小林委員、高田委員、中野委員、遠藤委員、高倉委員、五十嵐委員、北原委員、大矢委員、野崎委員、相澤委員
（委員欠席者）有村委員、末村委員
（事務局）企画部部长、企画部次長、まちづくり推進課長ほか3名
（傍聴者）0名

【会議結果】

1 会長、副会長選任

会長に山林由明委員、副会長に樋口司委員が選任された。

2 議事概要の公開について

本審議会の発言内容を要約した会議概要を作成し、市のホームページにて公開することについて承認された。

3 協議事項

千歳恵庭圏都市計画の変更について

- （1）都市計画ごみ焼却場の変更案（道央廃棄物処理組合焼却施設）
- （2）都市計画道路の変更案（4線大通）

上記の協議事項について、事務局案により都市計画の変更手続きを進めていくことが決定された。

【会議における意見及び質疑応答等】

1 協議事項

千歳恵庭圏都市計画の変更について

- （1）都市計画ごみ焼却場の変更案（道央廃棄物処理組合焼却施設）

委 員 ～ 現在、美々にあるごみ焼却施設を残して、新たにごみ焼却施設を整備するということか。

事 務 局 ～ そのとおりである。
美々にあるごみ焼却施設については、新たに整備する焼却施設が稼働した後、稼働を中止する。なお、美々のごみ処理場の焼却施設以外の施設については、継続して使用することとなっている。

- 委員 ~ ごみの処理量を教えてほしい。
- 事務局 ~ 新たに整備する焼却施設では、千歳市で 28,519 t、北広島市で 10,168 t、南幌町で 602 t、由仁町で 406t、長沼町で 935t、栗山町で 1,650t の合計で、年間 42,280t の処理を見込んでいる。
- 委員 ~ ごみの分別方法は、各市町で異なることから、新たに整備する施設は、燃えるもの、燃えないものを含め、全て処理するのか教えてほしい。
- 事務局 ~ 今回整備する焼却施設では、燃えるごみの処理を対象としており、燃えないごみは、各市町で処理を行うこととしている。また、各市町でごみの分別方法が一部違うと伺っているが、基本的には、燃えるもの、燃えないものに分別し、持ち込むこととしている。
- 委員 ~ 各市町で分別方法が異なっているが、ごみの分別方法として、収集したごみを再検査し分別するのか、または、各市町で統一化を図るのかなど、今後の分別方法はどのように考えているか。
- 事務局 ~ 基本的に燃えるごみの種類は、各市町で定めがあり、中身も若干異なるが、各市町で定めた燃えるごみを対象とする予定である。千歳市は、家庭廃棄物の燃やせるごみ、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却対象ごみ、破碎処理後の可燃残渣。北広島市は、家庭系廃棄物・事業系一般廃棄物の普通ごみのうち焼却対象ごみ、産業廃棄物の焼却対象ごみ、資源化处理後の可燃残渣。南幌町、由仁町、長沼町は、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の可燃ごみ、資源化处理後の可燃残渣、破碎処理後の可燃残渣。栗山町は、家庭系廃棄物・事業系一般廃棄物の生ごみ、炭にできるごみ、炭にできないごみのうち焼却対象ごみとなっている。
- 委員 ~ 建設用地の一部が飛び出した形状となっているのはなぜか。
- 事務局 ~ 敷地内の排水を処理するための用地と伺っている。
- 委員 ~ 排水を処理するための用地であるとのことであるが、隣接地は川になっているのか。
- 事務局 ~ 川ではないが、排水の放流先があるので、そこに接続する形となっている。
- 委員 ~ 建設地の選定理由は何か。
- 事務局 ~ 自然環境を保全すべき地域、市街地・レクリエーション施設が存在する地域、防災規制がある地域等の地域を除外し、関係市町との運搬効率性が高い地区を選定している。また、活断層から一定距離以内にある地域及び土地改良事業に関する地域も除外している。

なお、生活環境影響調査において、周辺環境に与える影響は極めて軽微であるということを確認している。

委員 ~ 美々の既存焼却施設の処理能力が 97.5t/24h の炉が 2 台、新たに整備する焼却施設の処理能力が 79t/24h の炉が 2 台となっており、新しい焼却施設の処理能力が、既存焼却施設の処理能力を下回っているが、広域のごみを受け入れて問題ないのか。

事務局 ~ 現在、美々にある焼却施設は、当初 24 時間稼働ではなかったが、ダイオキシン対策で 24 時間稼働としたため、処理能力が上がり、97.5t/24h となっている。新たに整備するごみ焼却施設は、効率の良い機械を設置することとしているため、処理能力については問題ない。

委員 ~ プラスチックでも、燃やせるものと燃やせないものがある。分別方法を統一しなくとも問題はないのか。

事務局 ~ プラスチックの中でも、燃やせるごみと燃やせないごみがあると伺っているが、今後の収集などで、分別を求めていくものであると考えている。

(2) 都市計画道路の変更案(4線大通)

委員 ~ 昭和49年に、幅員が広い道路が計画されていたとのことであるが、当時は交通量が 10,000 台/日となる構想のようなものがあったのか。

事務局 ~ 昭和 49 年当時は、将来の市街化区域の想定範囲が現在よりも広くなるという構想で、自動車交通量も増大すると見込んでいた。しかし、現在の市街化区域は、当時の想定よりもコンパクトで、自動車交通量も、当時想定していた量まで増加しないという見込みとなった。

委員 ~ 千歳市では、人口 10 万人を目指すこととしているが、変更しても問題ないのか。

事務局 ~ 当初の計画は、人口約 12 万人を想定していたため、それに基づき交通量についても多く見込んでいた状況である。

委員 ~ 現在、制限を課している私有地は、千歳市か恵庭市か。

事務局 ~ 全て千歳市の行政区域内である。

委員 ~ 今回の変更区間より南側については、道路用地は確保済みであるとのことであるが、今後、都市計画決定した計画幅員どおり整備するのか。

- 事務局 ~ 今回の変更区間より南側については、道路用地は確保済みで、その用地内で歩道を一部整備している。現在のところ、計画幅員どおりで整備する予定はない。
- 委員 ~ 4線大通については、両側歩道の区間が多いのか。
- 事務局 ~ 4線大通の沿線で、用途地域が指定されている部分については、土地利用を図ることができる地域となっているため両側に歩道が整備されている。今回の変更区間の恵庭側の土地は、市街化調整区域で、土地利用が制限されている地域であることから、他の区間に比べ、歩道の需要が低い区間となっている。
- 委員 ~ 資料の航空写真では、市街化調整区域に建物が建っているが、問題ないのか。
- 事務局 ~ 市街化調整区域であっても、建築可能なものがある。なお、資料の航空写真は古く、現在は、沿道にソーラーパネルが設置されている。なお、ソーラーパネルは、市街化調整区域で設置可能なものである。